



国民年金 だより

問い合わせ先
市民課 ☎(32)8895
栃木年金事務所
☎0282(22)4131

予約制による年金相談

栃木年金事務所では、予約制による年金相談を実施しておりますので、ぜひご利用ください。

■予約申込方法

○年金相談のご予約は、相談希望日一か月前からお電話または年金相談窓口でお受けいたしてあります。

○ご予約を受け付ける際には、相談者および配偶者氏名、基礎年金番号、電話番号、相談内容等について確認させていただきます。

■予約時間帯

○平日 月曜日～金曜日

午前8時30分～午後4時

※予約状況により、ご希望の日時を調整させていただきます場合がありますので、あらかじめ

めご了承ください。

年金相談の際は、年金手帳（基礎年金番号通知書）、年金証書、振込通知書などその他、相談者本人であることを確認できるものをご持参のうえ、予約時間までにお越しいただき総合相談窓口にお申し出ください。

※代理の方がご相談に来られる際には、委任状が必要となります。

※ご都合により来所できない場合は、事前にご連絡をお願いいたします。

■予約申込電話番号

☎0282(22)4697

※電話の受付時間は午前8時30分～午後5時までです。（土・日・祝日、12月29日～1月3日を除く）



社会保険料（国民年金保険料）控除証明書が発行されます

国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。

その年の1月1日～12月31日までに納付した保険料が対象です。過去の年度分や追納された保険料も含まれます。

この社会保険料控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられています。

このため、1月1日～9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方については、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が本年11月上旬に日本年金機構本部から送付されますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書（または領収証書）を添付してください。

また、10月1日～12月31日までの間に今年はじめに国民年金保険料を納付された方については、翌年の2月上旬に送付されます。

なお、ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、ご本人の社会保険料控除に加え

ることができまますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付のうえ申告してください。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」についてのご照会は、控除証明書のほかに表示されている電話番号にお問い合わせください。

■ねんきん加入者ダイヤル

「0570(003)004」

（ナビダイヤル）

050から始まる電話でおかけになる場合

「03(6630)2525」

《受付期間》

11月1日(火)

～平成29年3月15日(水)

《受付時間》

○月～金曜日

午前8時30分～午後7時

○第2土曜日

午前9時～午後5時

祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日は、ご利用いただけません。

※お問い合わせの際の注意

・ナビダイヤルは、一般の固定

電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内通話料金でご利用いただけます。

・ただし、一般の固定電話以外（携帯電話等）からおかけになる場合は通常の料金がかかります。

・「03(6630)2525」の電話におかけになる場合には、通常の通話料金がかかります。

・「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけたりして間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください。

